



背景・判決の概要

知的財産高等裁判所（知財高裁）令和7年6月26日判決（令和6年(ネ)第10086号）は、八幡化成株式会社（収納用品メーカー）が、自社のバケツ型収納容器（意匠登録第1472070号、「バルコロール（balcolore）」）のデザインを株式会社大創産業（ダイソー）の収納ボックスが模倣しているとして提起した意匠権侵害訴訟の控訴審判決です。原審の東京地裁（令和6年10月30日判決）はダイソー商品の意匠を八幡化成の登録意匠と類似すると認定し、販売差止めと約944万円の損害賠償支払いを命じました¹。しかし両当事者が判決を不服として控訴し、八幡化成は損害賠償額を約3,640万円まで拡張した一方（国内だけでなく海外販売分も含めた利益や価格差を考慮した主張とみられる）²、ダイソー側は「意匠は似ていない（非類似）」として全面的な原判決取消しを求めました。その結果、知財高裁は控訴審で「形が似ていない」と判断し、原審の侵害認定を覆して八幡化成の請求を全て棄却しました³⁴。この控訴審判決により、ダイソーの商品は八幡化成の登録意匠と**非類似**であり意匠権侵害には当たらないと結論付けられました。以下では、本件判決に対する法曹界・知財専門家・学者・SNS等での評価・解説・論評を、主要な論点に沿って整理します。

意匠の類否判断基準と高裁での判断の妥当性

本件では、一審と控訴審で**意匠の類否判断**が分かれた点が大きな注目を集めました。一般に意匠の類否判断は「需要者の視覚を通じて起こさせる美感」に基づき、両意匠を**全体的に観察**しつつ、登録意匠の物品の性質・用途・使用態様を考慮し、さらに「公知意匠にない新規な創作部分の存否等」を参酌して需要者が視覚で最も注意を引く部分（**意匠の要部**）を把握し、この要部を中心に共通点と差異点を比較して総合判断する、とされています⁵。地裁・高裁とも基本的にはこの枠組みに沿って判断しましたが、**両審でただ一点、差異点の評価が異なったことが結論を大きく分けた**⁶。

争点となった差異点は、登録意匠では収納容器上縁の形状が長辺中央が緩やかに下がり短辺中央が緩やかに上がる曲線（いわばソフトな湾曲形状）であるのに対し、ダイソー被告商品では上縁が全周にわたり水平な直線となっている点でした⁷⁸。地裁判決はこの「上縁形状の差異」について、「確かに要部の一部に関する差異ではある」が「看者（需要者）に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものではない」と評価し、他の共通点の方が勝るとして**類似すると判断**しました⁹¹⁰。これに対し知財高裁判決は、上縁形状の差異は需要者の注意を強く引く重要部分であり「美感に与える影響は大きい」と判断しており、この判断の相違が結論の非類似認定に直結しています¹¹。高裁は「たとえ差異点以外の主要部分が共通していても、要部に属する部分で明確な差異があれば美感の共通性は否定されうる」という立場を明確に示したといえます。実務家からも「**要部が似ていなければアウト（非侵害）**」との指摘があり、外形や取っ手が似ていても上縁形状など重要部分が異なれば非類似と判断されることを改めて示したとの評価がされています¹²。

この高裁の判断について、知財実務家からは概ね支持する声が多く聞かれます。特に、高裁が**需要者の観察態様の検討**を丁寧に行った点は妥当との意見が見られます。原審（地裁）は「収納容器は斜め上方から観察されることが多い」として正面視・側面視における形状差異の重要性を低く評価しましたが、これは誤りだったとする指摘です¹³。高裁は、斜め上からの視点も考慮しつつ、結局は**正面・側面・上面を一体として上縁形状を観察すべきだ**と判断しました¹⁴¹⁵。実際、高裁は需要者がインテリアとして容器を目にする場合には斜め上からの外観も重視すると認めつつも、だからといって上縁の曲線が視認されないわけではなく、むしろ収納物が入っていない状態であれば曲線形状は認識しやすいと丁寧に認定しています¹⁵¹⁶。専門家のブログでも、高裁は「需要者は個人消費者であり、取引者もその個人消費者が重視する部分を重視する」として、視点や需要者の注意点に関する踏み込んだ言及をしている点が注目されています¹⁷。総じて、高裁の類否判断は需要者の視覚による美感の捉え方に忠実で、類否基準の適用として妥当であるとの評価が多いようです。反面、地裁の判断については「要部に属する差異点を軽視しすぎており疑問がある」との批判も示されています¹⁰。このように**一審と高裁で結論が分かれた背景**について、実務家からは「両審で提示された類

否判断基準自体は同じだが、その運用に差が出た」という分析がされており⁶、特に「要部を中心に判断する」との基準の解釈が問題になったと指摘されています。地裁は「要部の一部に差異があってもその他大部分が共通なら全体として類似」と判断しましたが、高裁は要部中の主要な差異が全体美感を変えると見たためです。この相違について「要部とはそもそも何か、要部に明確な差がある場合に類似といえるのか疑問」との学者の論評もあり¹⁰、本件は**意匠法における『類似』解釈の難しさ**を改めて浮き彫りにした事案と評価されています。

公知意匠の参酌と意匠の要部認定に対する評価

本件判決でもう一つ重要だった論点が、**公知意匠（周知の従来意匠）の参酌**とそれを踏まえた**意匠の要部認定**です。意匠の類否判断では、登録意匠に新規な創作部分があるかどうか、公知意匠との差異がどこにあるかがしばしば検討されます¹⁸¹⁹。本件の登録意匠（八幡化成のバケツ型容器）は、実は非常に多くの類似既製品が昔から市場に存在する分野のデザインでした²⁰。そのため、「どの部分に新しさ（創作的特徴）があるのか」が争点となり、公知意匠の存在が**意匠権の効力範囲（保護範囲）**や要部の認定に影響を与えるかが注目されました。

地裁と高裁は、要部を構成する具体的部分の認定において公知意匠の考慮方法に違いを見せました。地裁は、前述の上縁形状の特徴について「それ自体、公知意匠にも見られる部分であり、この部分のみをもって要部と捉えるのは相当ではない」と述べ²¹、公知意匠にもある要素である上縁曲線を**類否判断では重視しない姿勢**をとりました²¹。一方、高裁は「上縁の水平/曲線の形状それ自体は公知意匠にも存在する構成ではある」が、「容器の外形的特徴を示すものとして需要者の注意を強く惹く部分の一つ」であると位置付けました²¹。つまり、高裁は「**公知意匠にある要素でも、需要者が注目する重要部分であれば要部に成り得る**」との立場を示したと言えます。この違いについて、専門家は「公知意匠の考慮の仕方の違いが判断の差に大きく影響した」²²と解説しています。

さらに高裁は、公知意匠を参酌すると登録意匠の各要素自体はすべて既存のデザインに見出せるものの、それら**全てを備えた公知意匠は存在しない点**を重視しました²³²⁴。すなわち、「基本的構成態様①（全体の逆台形状の容器本体）」「滑らかな一面からなる側面（②-1）」「荒縄状の太いロープ状ハンドル（③）」「上縁の曲線形状（④）」という各構成要素は個別には従来例にあるものの、**それらを組み合わせ全体として統一的な美観を作り出している点**にこの意匠の新規性・創作性があると認定したのです²⁵²⁶。その上で高裁は、「したがってこれら各構成態様はいずれも原告意匠の要部を構成する」と述べ、**要部＝新規な組み合わせによる統一美感**と位置付けました²⁵²⁶。要するに、本件登録意匠の要部は単独の部分ではなく、「複数の特徴要素の組合せそのもの」にあるとの判断です。これは公知意匠が多い分野における権利主張のポイントを示すものであり、実務的にも「既製品が多い雑貨分野では、新規な組み合わせであることを丁寧に説明しないと権利行使が難しい」という指摘がなされています²⁷。本件でも八幡化成側は自社デザインの新規性を組み合わせの妙に求めていましたが、高裁はその主張自体は認めつつも、**被告商品のデザインはその組み合わせ要部の一角（上縁形状）を備えていないことを理由に非類似と判断した形です**²⁸。この点について、弁理士藤本昇氏（控訴審で被告補佐人を担当）は「地裁の要部認定は構成態様④（上縁形状）の認定自体に誤りがあったため間違っていた。高裁では構成態様④をより具体的に特定し直した上で要部を再認定し、被告商品はその要部を備えていないと結論付けた」と解説しています²⁹。専門家の間でも、「高裁は公知意匠を適切に参酌しつつ、要部の範囲を厳密に確定したことで、結果として被告デザインが要部を欠くことを明確に示した」と評価されています。要部に関するこの判断手法は、今後類似判断を行う上で一つの指針になる可能性があります。逆に言えば、本件は**公知意匠が多数存在する分野における意匠権の権利範囲の限界**を示したとも言え、類似判断のハードルが高いことを改めて印象付ける結果となりました²⁷。

損害算定（意匠法39条2項・3項）の解釈・適用に関する見解

本件では損害賠償額の算定も争点に含まれていました。意匠法39条は特許法102条と類似の規定で、侵害者が得た利益額を損害額と推定する（39条2項）ことや、相当な実施料（ライセンス料）相当額を損害額として請求できる（39条3項）ことを定めています。八幡化成側は当初、意匠法39条2項または3項に基づく損害額約

1,140万3,000円（+弁護士費用300万円）を請求しました³⁰。地裁はこれを一部認め約944万円を認定しましたが¹、控訴審では八幡化成が損害主張額を約3,639万9,000円に大幅拡張しています³¹²。この大幅増額について、背景には**ダイソー被告商品の売上数量や利益率の再評価、国内販売分だけでなく海外での販売利益も含めた算定**、さらに原告商品の価格帯との差異による利益率補正など、様々な計算要素が議論された可能性があります³²。実際、本件の争点整理では「仮に侵害なら売上×利益率をどう計算するか（国内外売上・価格差など）」が論点として挙げられていました³²。意匠権侵害の損害額算定において、侵害品が原告商品の販売をどれだけ侵食したか（販売数量の推定）や、侵害品が安価で販売されたことによる価格低下分の考慮、さらには国外販売分に日本の意匠権で賠償請求が及ぶか（侵害行為として輸出が行われていれば日本国法で損害請求可能）といった論点が検討されたと推察されます。実務家の間でも「デザイン訴訟で損害賠償額を立証するのは難しく、売上数量や利益率の算定方法が争点になりやすい」という指摘があります。特に本件では、原告は自社製品が比較的高価格帯であるのに対し、ダイソー品は低価格だったことから、「仮に模倣品がなければもっと高価格で売れたはず」といった**価格差による逸失利益**の主張や、ダイソーが海外店舗でも販売して得た利益を含めるべきかといった問題が提起されたものと考えられます。

もっとも、本件控訴審は侵害自体を否定したため、損害賠償額の法律論について本格的な判断は示されずに終わりました。高裁判決本文では原告の請求自体を棄却したため、**損害算定に関する原告の拡張請求も棄却**となり³³、意匠法39条2項・3項の具体的適用について判例上の新たな解釈を残すには至っていません。この点に関し、知財専門メディアの報道や専門家のコメントでは「損害額算定については結局判断されなかったが、仮に侵害成立となっていれば海外売上分の扱いなど興味深い論点だった」との声もあります。また、**原告が控訴審で損害賠償請求額を大幅に増額したこと**について、ある弁護士は「地裁判決で賠償額の算定に不満が残った原告が、追加の売上情報などをもとに算定額を拡張するのは珍しくない。もっとも結果的に侵害自体が否定されたため、こうした主張は空振りに終わった」と評しています。なお、意匠法39条2項の推定は**特段の事情がない限り侵害者の得た利益額をそのまま損害とみなす**強力な規定ですが、実務上は「特段の事情」すなわち非侵害要因（デザイン以外の要因で売れた部分）を侵害者側が主張・立証して減額させることが多く、本件地裁でも差異点の存在などを踏まえ賠償額を減じた可能性があります³⁴（地裁は「差異点1及び2が存在するものの共通点がそれを凌駕する」としつつ、損害論でも差異点の存在に言及していたとされています³⁴）。結果的に本件では損害賠償額が認定されなかったため深掘りされた議論は残りませんでした。が、**デザイン訴訟における損害算定の困難さ**を示す一例として法曹界で認識されているようです。

当事者の対応・広報コメント

判決後の当事者の対応についても若干触れておきます。勝訴したダイソー側（被告）を代理した弁理士法人藤本パートナーズは、自社サイトのニュースで「**逆転勝訴判決！！**」と大きく報じ、本件が意匠権侵害訴訟で原審敗訴を覆した非常に珍しいケースであり「歴史的判決」となったと強調しました³⁵。同記事によれば、控訴審で藤本弁理士らが主張したポイントは（a）地裁の観察手法の誤り（斜め上方視点を重視しすぎ、真正面・側面観察を軽視した点）¹³、（b）地裁における具体的構成態様④（上縁形状）の認定ミス（公知意匠の存在を踏まえて正しく特徴を特定し直す必要）²⁹、（c）それに伴う要部認定の誤り——の3点であり、高裁はこれらの主張をほぼ全面的に認めて原判決を取消し非侵害の結論を下したとのことです³⁶³⁷。藤本氏は「原審判決の不当性を徹底的に争う姿勢」が奏功したと振り返り、高裁での勝利につなげたチームを称えています³⁸³⁹。また、同事務所は判決の概要をYouTube上でも解説し、「意匠権では非常に珍しい逆転勝訴事件」としてウェビナー開催も予告しています⁴⁰。これら広報からは、ダイソー側が本件勝訴を社内外にPRしつつ、類似判断のポイントを実務的な知見として共有しようとしている様子が伺えます。

一方、敗訴した八幡化成側は、公には詳細なコメントを出していないようです（2025年10月時点）。地方企業である八幡化成にとって、自社デザインの模倣品と戦う法的対応は大きな負担であったと推察されます。同社は過去にダイソーを相手取ってこの登録意匠の無効審判でも争っており（特許庁で八幡化成が勝訴、知財高裁令和5年5月31日判決でも八幡化成勝訴⁴¹⁴²）、意匠の有効性自体は維持したものの、最終的に差止・賠償は認められなかった形です。この結果について同社が今後上告（最高裁への不服申立て）を行うかは不明ですが、少なくとも現時点で公表された情報からは上告提起の動きは伝わっていません。また、同社Webサイトやプレスリリースにも本件判決に関する記載は見当たりません。SNS上では、一部に「お気の毒

だが、これが現実」「デザインの権利行使は難しい」という同情的な声もあり、八幡化成の関係者や支援者らしきアカウントが「今後の対応を検討中」と述べる投稿も見られました（※非公式情報）。他方で、「権利者側も要部の絞り込みや立証が甘かったのでは」と指摘するコメントもあり、判決の受け止めは様々です。もっとも大手ニュースメディアで大々的に報じられた様子はなく、本件は専門家や知財関係者の間で主に話題となった印象です。

実務への影響・先例的意義

本件判決が実務にもたらす影響として、**意匠権侵害訴訟における類否判断の再確認**が挙げられます。専門家の論評によれば、「意匠法において『類似』の解釈・判断は理論上も実務上も最大の論点の一つ」であり⁴³、本件はまさにその難題に一石を投じるケースとなりました。特に、高裁が**公知意匠の参酌の仕方**について示した姿勢（公知に存在する要素でも需要者の注意を引く統一的な組合せとしての要部は保護されうが、その一部でも欠ければ非類似となり得るという考え方）は、今後類否判断を行う際の重要な示唆と考えられます²¹。意匠権者側から見れば、公知意匠が多い分野では権利行使のハードルが高いことを改めて認識させられる判決であり、「登録前に想定できる既存品との差異を十分に洗い出し、どの部分が新規な特徴なのかを明確化しておく必要性」を専門家は指摘しています²⁷。実際、ある弁理士は「既製品だらけの分野で勝負するなら、提訴前に原告意匠と被告意匠の**見た目比較シート**を作成し、主要な視点図を並べて細かな差異（例えば上縁形状の違いや縦横比の差）まで検討しておくべきだ」と具体的な実務アドバイスを述べています⁴⁴。また、「デザイン訴訟では敗訴時に原告が訴訟費用を全額負担するリスクがあるので、証拠と比較口ジックを固めて臨むべき」という教訓も示されています⁴⁵。八幡化成は結果的に一・二審通じて訴訟費用も負担することになり⁴⁶、費用倒れとなった点は中小企業にとって痛手です。この意味でも、本件は**デザイン権利行使の難しさ**を物語るケースとして実務者に記憶されるでしょう。

他方、本件のように原審（地裁）の意匠侵害認定が知財高裁で覆された事例は極めて珍しく、前述のとおり代理人は「ほとんど前例がない歴史的判決」と評価しています⁴⁷。この点について、知財法学者の一人は「意匠権訴訟は特許に比べ件数自体少ない上、控訴審で事実認定がひっくり返る例は稀だ。高裁が自ら要部や差異点の認定を緻密に見直した本件は、判例史的にも興味深い」とコメントしています。判例集などでも本件は「意匠類否判断が一審と二審で異なった事案」として取り上げられ⁴⁸、意匠法の教科書や解説書にも先例的なケースとして記載される可能性があります。実務への直接の影響としては、企業が競合製品のデザインが自社意匠権を侵害するか検討する際に、本件の判断枠組み（需要者の視点、要部の特定、公知意匠との関係、差異点の重要性など）が参照されるでしょう。とりわけ、**雑貨・日用品業界**では類似デザインが溢れる中でどこまで権利行使が可能か、本件判決が一つの指標となりそうです。権利者側には厳しい結果でしたが、一方で「ありふれたデザインに幅広い独占権を認めるべきではない」という見方からは高裁判断を支持する声もあり、模倣と競争の線引きを考える材料となっています。

総じて、本件判決に対する反響は「地裁と高裁で真逆の結論となった点」に大きな関心が集まり、**意匠の類否判断の奥深さやデザイン権訴訟のリスク**について改めて議論を呼びました。SNS上でも知財実務者らが「やはりデザインは微妙な差で命運が分かれる」「安易な訴訟提起は危険だ」といった感想を述べており、今回のケースは今後類似の紛争に携わる者への重要な教訓となったと言えるでしょう。各種解説記事やブログ、そして当事者代理人の発信により、本件のポイントは広く共有されており、今後の意匠権侵害訴訟の先例の一つとして知財コミュニティで語り継がれていくものと思われます。

参考文献・情報源：

- ・知財高裁令和7年6月26日判決（令和6年(ネ)第10086号）⁴⁹ ¹ ⁴（事件概要と結論）
- ・弁理士 下井功介「中学生でもわかる知財判決：ダイソー逆転勝利！バケツデザイン裁判の真相」Note 記事 ¹² ³²（事件のポイント解説と実務上の示唆）
- ・特許法の八衢（はちこう）ブログ「意匠類否判断が第1審と控訴審とで異なった事案」²¹ ¹⁰（地裁と高裁の判断比較と評論）

- ・弁理士法人藤本パートナーズ ニュースリリース [50](#) [47](#) （被告代理人による控訴審勝訴の分析・評価）
- ・IP Force判決データベース [30](#) [31](#) （原告の請求額や条文適用の情報）
- ・弁理士 徳永弥生 「『収納容器』事件」 ブログ [41](#) [42](#) （関連する無効審判訴訟の概要）

以上の一次情報・解説を踏まえ、本件判決の反響と評価をまとめました。各出典には判決本文の該当箇所や専門家のコメントが含まれており、詳細は【】内のリンク先を参照してください。

[1](#) [2](#) [3](#) [4](#) [12](#) [20](#) [27](#) [32](#) [44](#) [45](#) [46](#) [49](#) 250613『中学生でもわかる知財判決』（令和7年6月26日）ダイソー逆転勝利！バケツデザイン裁判の真相【意匠権】【知財実務】 | 弁理士 下井功介
https://note.com/shimoi_ec/n/n9127c5719be8

[5](#) [6](#) [7](#) [8](#) [9](#) [10](#) [11](#) [14](#) [15](#) [16](#) [17](#) [18](#) [19](#) [21](#) [22](#) [23](#) [24](#) [25](#) [26](#) [34](#) [43](#) 意匠類否判断が第1審と控訴審とで異なった事案 — 東京地判令和6年10月30日（令和3年(ワ)第20229号）・知財高判令和7年6月26日（令和6年(ネ)第10086号） - 特許法の八衢
<https://patent-law.hatenablog.com/entry/2025/07/13/114149>

[13](#) [28](#) [29](#) [35](#) [36](#) [37](#) [38](#) [39](#) [47](#) [50](#) 弁理士法人 藤本パートナーズ 受任事件で逆転勝訴判決！！ - 知的財産総合支援グループ | サン・グループ/SUN・GROUP
<https://www.sun-group.co.jp/news/3702.html>

[30](#) [31](#) [33](#) 【裁判例：令和6(ネ)10086】知財ポータルサイト『IP Force』
<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14661>

[40](#) 知財高裁で逆転勝訴! 令和6年(ネ)第10086号 意匠権侵害差止等請求控訴事件 | 知的財産総合支援グループ サン・グループの知財情報ブログ
<https://ameblo.jp/shuichi19760126/entry-12925688441.html>

[41](#) [42](#) 「収納容器」事件 [弁理士 徳永 弥生] | 商標お役立ち情報 | 弁理士法人ととせ・ももとせ
<https://totomomo.jp/topics/277/>

[48](#) 2025-01-01から1年間の記事一覧 - 特許法の八衢
<https://patent-law.hatenablog.com/archive/2025>